

第5章

魅力ある教育環境づくり

テーマ 18 「学校施設の耐震化・老朽化対策」

■ 背景(課題)

平成 7 年に発生した阪神・淡路大震災において、昭和 56 年度の新耐震設計基準施行後の建物はほとんど被害が見られなかつたが、昭和 55 年度以前の建物は相当の被害があり、特に昭和 45 年度以前の建物の被害は甚大であった。

この結果を踏まえ、昭和 55 年度以前に建築された学校施設について平成 7 年度から 13 年度までに耐震診断を実施した。耐震改修工事については、平成 8 年度から開始し、14 年度から 18 年度までの 5 年間で耐震性が低く優先的な対策が必要とされる C ランク建物については完了した。

19 年度からは、「あいち地震アクションプラン」が策定され、27 年度の完了目標に B ランク建物について改修工事を行っている。耐震化率は 24 年度末現在で高等学校 77.5%、特別支援学校 99.5% である。



【耐震補強の例】

ただ、その間にも、15 年に十勝沖地震、17 年には宮城県沖大地震が発生し、最近では 23 年の東日本大震災により、大きな被害が発生した。本県においては、今後、東海大地震等の発生による大きな被害が想定されている。

児童生徒の安全確保を図るため、また、災害時には避難所としての役割を果たす施設であることから、東日本大震災等の際に多くの学校で被害のあった天井材、内・外装材、照明器具などのいわゆる非構造部材も含め、学校施設の早期の耐震改修完了は喫緊の課題となっている。非構造部材の中では、体育館吊り天井の落下防止対策について最優先に取り組むべき課題となっている。

一方、県立学校施設については、昭和 40・50 年代の生徒急増期に建設された建物が多く、30 年を経過した施設は全体の約 77% を占め、老朽化が進んでいる。これまで、県立学校については、建築後概ね 30 年を経過した校舎のうち、劣化状況や建築年度等を勘案して、屋上防水、外装・内装改修、電気・給排水設備改修等の大規模改造工事を実施してきたが、現在は、耐震改修に集中的に取り組んでいることから、屋上防水、外壁、トイレ改修等に留まっており、抜本的な老朽化対策については延伸している状況である。

■ 関連する施策の実施状況

・耐震改修工事及び非構造部材の点検の実施

前述の課題を踏まえ、平成 25 年度は県立学校において引き続き B ランクの建物について、80 棟の耐震改修工事及び 90 棟の先行設計を実施した。また、非構造部材の点検については、600 棟で実施した。なお、体育館の吊り天井の落下防止対策については、25 年 10 月に改修の技術基準が国から示されたところである。

小・中学校については、耐震化が推進されるよう、会議等の場で国や市町村に対する働きかけを行った

■ 取組の成果

平成25年度に耐震改修工事を実施した80棟について、耐震性能の向上（I s 値*0.7以上）を図ることができた。

その結果、平成26年4月1日現在の県立学校の耐震化率は、高等学校が前年度から6.9%増の84.4%、特別支援学校は前年度と同じ99.5%と耐震化が進み、市町村立学校においても約99%から99.6%と耐震化が進んだ。

○大規模な地震に対する安全性

ランク	構造耐震指標 (I s 値)	大規模な地震に対する安全性
A	0.7以上	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。
B	0.3以上0.7未満	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
C	0.3未満	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

*I s 値：建物の強度・粘り強さ、建物形状やバランス、建物の経年劣化などの指標から求められる、建物の耐震性能を表す指標

■ 課題

- ・ Bランク建物について、27年度の完了を目指して重点的かつ計画的に耐震化を行っていく必要がある。小・中学校についても、市町村に対して耐震化の重要性を周知、徹底するとともに、国に対して市町村の事業量に見合った交付金の確保を要望していく必要がある。
- ・ 体育館の吊り天井落下防止対策については、改修計画を策定し、危険性や避難所指定の状況などを勘案し順次耐震化に取り組んでいく必要がある（図表1）。
- ・ 県立学校の老朽化については、次々に更新時期を迎えることから、耐震改修完了後の課題として、施設の長寿命化や建て替えの検討など中・長期的な老朽化対策を策定し、非構造部材の耐震化とあわせ対策を推進していく必要がある。

【図表1：公立学校施設の非構造部材の耐震対策実施状況（26.4.1文部科学省）】

区分	屋内運動場等における吊り天井等の耐震対策実施率		その他非構造部材の耐震対策実施率	
	愛知県	全国平均	愛知県	全国平均
幼稚園	0.0%	3.6%	45.1%	53.4%
小・中学校	1.4%	3.1%	53.2%	58.6%
高等学校	0.0%	2.8%	9.1%	70.4%
特別支援学校	0.0%	2.2%	15.2%	75.4%

■ 今後の方向性

〈短期的に取り組むこと〉

- ・27年度に県立学校のBランク建物の耐震化を完了する。
- ・県立学校の老朽化対策にかかる全体計画を策定する。

〈長期的に取り組むこと〉

体育館の吊り天井の落下防止対策及び非構造部材の耐震化を含めた老朽化対策を計画に基づき本格的に実施する。

(関係課室：財務施設課)

テーマ 19 「公立学校と私立学校の連携」

■ 背景(課題)

公立学校は、教育の機会均等等を確保する観点から地方公共団体が設置し、教育委員会が統一的に指導するのに対し、私立学校は、私立学校法に基づく学校法人が設置し、創立時の健学の精神や独自の校風のもと、特色ある教育を実践することにより、一人ひとりの個性に合った可能性を拓く教育を行っており、公立学校と私立学校はともに愛知の公教育において重要な役割を担っている。

本県では、私立学校の健全な発展を促進し、父母負担の軽減、教育条件の維持向上及び経営の安定化を図るために、私学の振興を重点施策とし、全国的にも高水準の助成策を講じている。

また、公・私立の設置者間では、「愛知県公私立高等学校設置者会議」において、中学3年生の進路実現に向けた課題や取組について協議するなど公私間の連携を深めながら、本県全体の教育水準の向上を図っている。

一方で、高等学校（全日制）の生徒募集にあたっては、中学3年生の進路希望状況などを勘案し、公私に協議のうえ、計画進学率を93%とし、公私2対1の比率で募集枠を設定しているが、近年、進学実績は90%程度に留まっており、計画と実績の間に3%の乖離が生じている（図表1）。

【図表1：中学3年生の進路希望状況及び進学率】

年 度		23	24	25	26(速報値)
中学卒業者数		70,681人	72,411人	72,932人	74,427人
進路希望 状況調査	9月(第1回)	93.9%	94.2%	94.0%	94.2%
	公立	79.3%	79.5%	79.5%	79.2%
	私立	12.8%	12.9%	12.5%	13.0%
全日制+高専 進学希望率	12月(第2回)	92.4%	92.6%	92.4%	92.6%
	公立	71.5%	72.2%	71.8%	71.7%
	私立	18.8%	18.3%	18.4%	18.6%
進 学 率	計 画	(全日制+高専)	93.0%	93.0%	93.0%
	実 績	(全日制+高専)	90.1%	90.0%	89.9%
	乖 離	(計画-実績)	2.9%	3.0%	3.1%

なお、近年、私立高校では生徒募集枠に対し2,000人を超える欠員（平成23年度：2,023人、24年度：2,203人、25年度：2,234人）が生じており、今後の少子化時代を控え、生徒の確保・経営の安定化が課題となっている。

このような状況を背景に、少子化時代に対応した愛知の公教育のあり方をテーマに平成24年10月に教育懇談会（第3回）が開催され、出席者からさまざまな意見をいただいた。

とりわけ計画進学率や公私比率の課題については、入試制度や私学助成、中学生及びその保護者のニーズなど、様々な要因が複合的に絡みあっており、総合的に中・長期的に議論していくことが必要との意見もあり、公私の連携・協調・協議といった取組が、更に重要性を増している。

■ 関連する施策の実施状況

上記の課題や意見を踏まえ、平成25年度は、公私関係者（県、名古屋市、私立高等学校設置者）において、26年度の生徒募集計画及び中学3年生の進路実現に係る公立学校と私立学校に共通する教育課題について協議（公私立高等学校設置者会議・公私連絡会・実務者会議など）するなど、公私間の連携・協力を深めながら本県全体の教育水準の向上に努めた。

■ 取組の成果

平成25年度も、中学3年生一人ひとりが希望と適性に応じた進路選択を実現できるよう公私が協調して、生徒の受入及びこれに関連する取組を行うことができた。

■ 課題

一方で、平成26年3月卒の県内中学3年生の全日制高等学校への進学率は90.0%（速報値）となっており、依然として計画（93%）との間に3%の乖離が生じている。

また、26年度生徒募集においても、私立高校に2,000人を超える欠員が生じ、状況が改善する兆しは見られなかった。

■ 今後の方向性

今後も、この乖離について更に分析を進め公私が協調して具体的な対策を検討していく。

また、私学の欠員については、公私両輪で本県の教育を支えていくうえでの大きな課題として、公私が協調し改善に取り組む必要がある。

〈短期的に取り組むこと〉

平成25年度に設置した公私立高等学校設置者懇談会において、これから公私のあり方について大局的な意見交換を行うなど、公私間協議の充実により具体的な対応策を検討する。

〈長期的に取り組むこと〉

私学関係者の協力のもと、26年度に策定予定の（仮称）教育改革基本計画において、中学生及びその保護者のニーズに合致した魅力ある高等学校づくりを推進していく。

（関係課室：財務施設課、高等学校教育課、義務教育課）

テーマ 20 「子どもと向き合う環境の整備」

■ 背景(課題)

県民の学校教育に対する期待に応えるためには、指導力、適応力に優れた優秀な教員の確保や教職員の適正配置、現職教職員のさらなる資質の向上に取り組む必要がある。昭和 50 年代の児童生徒急増期に採用された教員が退職期を迎える中、優秀な教員を多数確保するための新たな方策を打ち出していくとともに、教員の資質向上に向けた具体的な取組を進めていく必要がある。

また、より良い教育を実現していくため、教員が児童生徒としっかりと向き合う環境を整えることが必要であり、心身ともに健康な状態で校務に取り組むことが求められることから、教員の多忙化を解消することが喫緊の課題となっている。

■ 関連する施策の実施状況

・教員採用選考試験の PR 活動の実施

教員としてふさわしい資質能力を備えた優れた人材を確保するためには、まずは教員採用選考試験の受験者数を増やす必要があることから、平成 25 年度は、県内 3 カ所（刈谷市・江南市・蒲郡市）と県外 5 カ所（神奈川県・大阪府・静岡県・福井県・広島県）で採用選考試験の説明会を開催し、PR 活動を行った。

・新たな特別選考の導入

教員採用選考試験において、経験や実績が豊富な人材を積極的に採用するために、これまでにも教職経験者や芸術・スポーツの分野で秀でた技能や実績及び経験を有する人材、民間企業の経験者、外国語が堪能な者、介護を理由に退職した者などを対象とした特別選考を実施してきたところであるが、新たな特別選考として、26 年度採用選考試験（25 年実施）では、「教職大学院修了見込者特別選考」と、理数系の教科を対象とした「大学推薦特別選考」を実施した。

・長期勤務者の積極的な異動と再任用教員の適正配置

26 年度教職員定期人事異動において、教育力の向上と効果的な人材育成を図るために、長期勤務者の積極的な異動と再任用教員の適正な配置を行った。

・年次休暇の取得促進及び時間外勤務の縮減に向けた取組の実施

教員の多忙化の解消については、年次休暇の取得促進及び時間外勤務の縮減に向けて、通知や校長会等の機会を通じて配慮を促した。さらに、学校視察の際に、在校時間等の状況記録を確認するとともに、勤務時間の長い教職員の勤務実態の聞き取りを行うことで、勤務状況の的確な把握に努めた。

・不祥事の根絶に向けた取組の実施

日頃から「職員の綱紀粛正」、「交通事故防止」等を始めとし、教職員の非行等、不祥事防止についての通知を発することにより啓発に努めた。また、管理職研修や各地区校長会、学校訪問等、さまざまな機会を通じて教職員に対する指導や啓発を

行った。さらに、10月を「服務規律の自己点検強化月間」とし、教職員自らが改めて自己点検することにより、服務規律の徹底を図るよう自覚を促した。

■ 取組の成果

平成25年度の教員採用選考試験説明会は、全体で2,864人の受験予定者の参加を得ることができた（24年度は3,401人）。

また、26年度教員採用選考試験（25年度実施）では、合格者1,570人の内、元教諭・講師特別選考161人を始めとして、特別選考で377人が合格者となり、経験や実績が豊富な人材を積極的に採用した。

教員の適正配置については、26年度教職員定期人事異動における異動総数が7,809人であった（25年度7,877人）。その中で例えば、県立学校における長期勤務者の異動数は247人（25年度304人）、異動全体における割合は34.3%（25年度39.2%）で、学校の教育力の向上や効果的な人材育成をねらいとし、年齢バランスに配慮した積極的な異動を行った。

■ 課題

- 平成26年度教員採用選考試験（25年度実施）の志願者数は9,325人、倍率5.9倍とここ数年横ばいの状態が続いていることから、受験者の増加を図るために、一層のPRに努める必要がある（図表1）。

【図表1：教員採用選考試験の志願倍率の推移】

年度	採用予定者数							志願者数	倍率
	小学校	中学校	高等学校	特別支援	養護教諭	栄養教諭	合計		
22	750	400	280	130	60	10	1,630	8,755	5.4
23	730	410	320	110	70	10	1,650	9,858	6.0
24	710	420	360	120	50	10	1,670	10,030	6.0
25	750	390	330	130	60	10	1,670	9,645	5.8
26	700	330	360	110	60	10	1,570	9,325	5.9

- 教員の資質向上をはかるために、教職員評価制度の一層の定着を図り検証を行うことで、引き続き適切な制度運営を進める必要がある。
- 教員の多忙化解消については、会議や行事の見直し等による校務の簡素化を図るとともに、メンタルヘルス不調の早期発見、早期対応など、教職員が心身ともに健康な状態を維持して職務に携わることができる職場環境の整備を促す必要がある。さらに、不祥事防止対策として、教職員一人ひとりに改めて教育公務員としての使命と職責を自覚させる必要がある。

■ 今後の方針

〈短期的に取り組むこと〉

- ・ 平成27年度教員採用選考試験（26年実施）では、「特別支援教育に関する特別選考」を新たに取り入れるなど、優秀な人材の確保に一層努めていく。
- ・ 教員の資質向上に向けた取組については、「愛知県教員資質向上会議」において、「教員表彰の実施」、「支援を要する教員」及び「指導が不適切な教員」の把握、「不祥事防止・資質向上のための具体的な取組について」を引き続き検討する。

なお、教職員の表彰については、26年度からは、事務職員と栄養職員も対象とする。また、指導が不適切な教員についても、その改善のための研修を引き続き行っていく。



【第7回愛知県教育委員会教員表彰式 平成25年10月開催】

〈長期的に取り組むこと〉

教員の多忙化解消については、在校時間等の状況記録を活用して、教職員一人一人の勤務状況を的確に把握するとともに、校務の一層の効率化を促し時間外勤務の縮減に努めることで成果を上げるよう、各学校への周知と指導を引き続き行っていく。

～ 愛知が求める教師像 ～

- 豊かな専門的知識と技能を備えた人
- 児童・生徒に愛着を持ち、教育に情熱と使命感を持つ人
- 広い教養を持ち、円満で調和のとれた人
- 実行力に富み、粘り強さがある人
- 明るく、心身ともに健康な人
- 穏健、中正な良識のある人

～平成 25 年度採用教員の声から～

- ☆ 楽しく取り組めるように工夫した授業で子どもたちの笑顔に接することができたとき、教師になってよかったですとつくづく思います。そんな子どもたちの笑顔を見ると、また頑張ろうという気持ちが沸いてきます。（小学校教員）
- ☆ しっかり教材研究をして授業に臨むと、生徒が授業に積極的に参加するようになります。問題を解けずに困っていた生徒が「なるほど、わかった。」と笑顔になると、自分自身もうれしくなり、「教師っていいな。」と実感することができます。（中学校教員）

（関係課室：教職員課）

テーマ 21 「教育委員会の充実」

■ 背景(課題)

教育委員会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、都道府県、市町村等に置かれ、教育、生涯学習、文化、スポーツ等の幅広い施策を展開している。

教育委員会は、首長から独立した行政委員会として位置づけられており、教育の専門家だけでなく、多様な特性を持った複数の非常勤の委員の合議により意思決定を行うことにより、「①政治的中立性の確保」、「②継続性・安定性の確保」、「③地域住民の意向の反映」の確保が図られている。

平成 23 年 10 月に大津市で発生したいじめによる生徒の自殺という重大事態に対して、当時の市教育委員会が適切な対応を取らなかったことがきっかけとなり、「権限と責任の所在が不明確」、「地域住民の意向を十分に反映していない」、「審議等が形骸化している」といった、以前から教育委員会に対して指摘されてきた課題の解決を図るため、国において、制度の見直しが議論されることとなった。

■ 関連する施策の実施状況

県教育委員会では、以下の取組により、指摘されている課題の解消に努めるとともに、保護者や地域住民の期待に応えるよう、教育行政を行っている。

・教育委員会会議、教育委員協議会の開催

教育に関する重要な事項について、審議・決定を行った。また、教育委員による自由闊達な意見交換の場として、教育委員協議会を隨時開催した。

・住民の意向等の把握

教育委員と P T A 等との意見交換を実施したり、学校等の実情調査を積極的に行ったりすることにより、地域住民の意向や学校現場の現状の把握に努めた。

・広報・公聴の実施

教育委員会会議の開催日や議事録の Web ページでの公開や、保護者向け広報紙「パレット」の発行などの広報活動、Web ページへの、県民の意見・提言や苦情・要望、質問・照会等を受け付ける「ご意見箱」の設置による公聴活動により、県民の県教育行政への理解の促進と、県民の意向の把握を行った。

・キャンペーン活動への参加

「『いじめ・暴力』から子どもを守ろう」を重点テーマとして、平成 25 年 9 月 10 日（火）に実施した教育キャンペーンキックオフイベントに、県教育委員長が出席し、県民に直接訴えかけを行った。また、市町村や学校が主催するキャンペーンにも県教育委員が参加し、児童生徒への呼びかけなどを行った。

■ 取組の成果

教育キャンペーンを始めとする、県教育委員会が主催するイベント等に、教育委員が積極的に参加することにより、県民の目に見えるような教育委員の活動を実施することができた。



■ 課題

[学校主催キャンペーンへの参加]

政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るため、地方教育行政制度の改革を行うことを趣旨とした、地方教育行政の組織及び運営に関する法律を一部改正する法律が、平成26年6月20日に公布された。

本改正法は、27年4月1日施行となることから、施行に向けた準備等を進める必要がある。

《改正法の主なポイント》

①「総合教育会議」の設置

すべての地方公共団体に、首長が召集する「総合教育会議」を設置し、教育行政の大綱の策定や重点施策、緊急事態への対応について、首長と教育委員会が協議・調整を行う。

②「大綱」の策定

教育の目標や施策の根本的な方針となる「大綱」を首長が策定する。

③新「教育長」の設置

教育委員長と教育長を一本化した、新たな常勤の責任者（新「教育長」）を設置し、教育行政の責任の明確化と緊急時の対応の迅速化を図る。

なお、政治的中立性、継続性・安定性を確保するため、教育委員会を引き続き執行機関とし、職務権限は従来どおりとする。

■ 今後の方向性

〈短期的に取り組むこと〉

平成27年4月の新制度移行に向け、知事部局・県教育委員会が連携・協力して取り組んでいく。

また、県教育委員会事務局としても、いじめ問題、不登校への対応、情報モラルの育成、道徳教育や防災安全教育の推進など、様々な教育課題を的確に把握し、適切に判断できるよう県教育委員への報告相談をより迅速かつ密接に行っていく。

〈長期的に取り組むこと〉

今回の法改正については、地域住民の視点に立って、教育長、教育委員が合議の上で意思決定をしていくという教育委員会の仕組みに変更はないが、新たに知事と教育委員会との協議・調整の場が設けられることから、知事と教育委員会の連携・協力が一層、促進されるものと期待される。

本県が名実ともに「日本一子育てがしやすい県」となるよう知事部局・教育委員会が連携・協力して教育環境の一層の充実を図っていく。

(関係課室：総務課、教育企画室)

